

別紙1 温存後生殖補助医療毎の助成上限額の詳細

4-1 (1) で凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療

治療内容	助成上限額	(胚解凍)	薬品投与	凍結胚移植		妊娠の確認
				胚移植	黄体期補充療法	
C (以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施)	10万円					

4-1(2)で凍結した未受精卵子を用いた生殖補助医療

[illegible]

4-1 (3) で凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療

[illegible]

4-1 (4) 及び (5) で凍結した精子を用いた生殖補助医療

[illegible]